

1 議 事 日 程（５日目）

〔平成22年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成22年3月19日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第3号 | 市道路線の認定について（建設経済常任委員会） |
| 日程第2 | 議案第4号 | 筑紫野市が認定する太宰府市の道路について（建設経済常任委員会） |
| 日程第3 | 議案第9号 | 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第4 | 議案第10号 | 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第5 | 議案第11号 | 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第6 | 議案第12号 | 太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第7 | 議案第13号 | 太宰府市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会） |
| 日程第8 | 議案第14号 | 太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会） |
| 日程第9 | 議案第15号 | 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会） |
| 日程第10 | 議案第16号 | 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第11 | 議案第17号 | 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について（分割付託） |
| 日程第12 | 議案第18号 | 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第13 | 議案第19号 | 平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第14 | 議案第20号 | 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第15 | 議案第21号 | 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第16 | 議案第22号 | 平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第17 | 議案第23号 | 平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について（建設経 |

済常任委員会)

日程第18 議案第24号 平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について(建設
経済常任委員会)

日程第19 議案第25号 平成22年度太宰府市一般会計予算について(予算特別委員会)

日程第20 議案第26号 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について(予算特別
委員会)

日程第21 議案第27号 平成22年度太宰府市老人保健特別会計予算について(予算特別委員会)

日程第22 議案第28号 平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について(予算特別委
員会)

日程第23 議案第29号 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について(予算特別委員
会)

日程第24 議案第30号 平成22年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について(予
算特別委員会)

日程第25 議案第31号 平成22年度太宰府市水道事業会計予算について(予算特別委員会)

日程第26 議案第32号 平成22年度太宰府市下水道事業会計予算について(予算特別委員会)

日程第27 請願第1号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書(総務文教常
任委員会)

日程第28 請願第2号 郵政民営化の抜本見直しに関する請願(総務文教常任委員会)

日程第29 意見書第1号 所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わないよう求める意見書(総務文
教常任委員会)

日程第30 意見書第2号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書

日程第31 意見書第3号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

日程第32 意見書第4号 永住外国人への地方参政権付与の法制化反対に関する意見書

日程第33 選挙第1号 筑慈苑施設組合議会議員の選挙について

日程第34 特別委員会委員(議会広報特別委員会)の選任について

日程第35 特別委員会委員(太宰府市議会議員定数問題特別委員会)の選任につい
て

日程第36 議員の派遣について

日程第37 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(19名)

1番	原田久美子	議員	2番	藤井雅之	議員
3番	長谷川公成	議員	4番	渡邊美穂	議員
5番	後藤邦晴	議員	7番	橋本健	議員
8番	中林宗樹	議員	9番	門田直樹	議員
10番	小柳道枝	議員	11番	安部啓治	議員

12番 大 田 勝 義 議員
14番 安 部 陽 議員
16番 村 山 弘 行 議員
18番 福 廣 和 美 議員
20番 不 老 光 幸 議員

13番 清 水 章 一 議員
15番 佐 伯 修 議員
17番 田 川 武 茂 議員
19番 武 藤 哲 志 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長 井 上 保 廣
教 育 長 關 敏 治
協働のまち
推進担当部長 三 笠 哲 生
健康福祉部長 松 永 栄 人
会計管理者併
上下水道部長 宮 原 勝 美
総 務 課 長 大 藪 勝 一
市 民 課 長 木 村 和 美
都市整備課長 神 原 稔
教 務 課 長 木 村 裕 子

副 市 長 平 島 鉄 信
総 務 部 長 木 村 甚 治
市民生活部長 松 田 幸 夫
建設経済部長 新 納 照 文
教 育 部 長 山 田 純 裕
経営企画課長 今 泉 憲 治
福 祉 課 長 宮 原 仁
上下水道課長 松 本 芳 生
監査委員事務局長 井 上 義 昭

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 松 島 健 二
書 記 浅 井 武
書 記 茂 田 和 紀

議 事 課 長 田 中 利 雄
書 記 花 田 敏 浩

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、議案第3号「市道路線の認定について」及び日程第2、議案第4号「筑紫野市が認定する太宰府市の道路について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第3号「市道路線の認定について」及び議案第4号「筑紫野市が認定する太宰府市の道路について」審査内容と結果を一括して報告いたします。

審査においては、まず補足説明を受け、現地調査を行って審査いたしました。

まず、議案第3号について報告いたします。

今回提案されました市道の認定路線は、2路線です。水城団地42号線は開発により帰属を受けたもの、野口5号線は開発により帰属を受けたものでありますが、既設の未認定道路とあわせて今回路線の認定を行うものであるとの説明がありました。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第3号は委員全員一致で可決するものと決定をいたしました。

次に、議案第4号について報告いたします。

本議案は、筑紫野市が清川・油田線の路線認定を行うに当たって、当該道路が本市の区域に含まれるため、道路法第8条第3項の規定により筑紫野市から承諾の依頼があったものと説明がありました。

委員から、学校の通学路にもなっているが、将来的にさらに道路を広げていく計画があるの

かと質疑があり、執行部からは、現在計画はないが、将来できるだけ広げていこうという考えは持っているとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第4号は委員全員一致で可決するものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第3号の委員長報告に対し質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第4号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第3号「市道路線の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第3号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時04分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第4号「筑紫野市が認定する太宰府市の道路について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第4号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3から日程第6まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第3、議案第9号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第6、議案第12号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第9号から議案第12号まで、その審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第9号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第10号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を一括して報告をいたします。

本案について執行部からは、いまだ財政状況が厳しいことから、平成21年度に引き続き市長の給与を10%、副市長及び教育長の給与を5%減額するもの、また太宰府市男女共同参画推進委員の業務内容や近隣市町とのバランスを考慮し、月額報酬5,500円を2万円に改正するものであるとの説明を受けました。

これに対して委員から、3年間にわたり三役の給与を減額することによってどのぐらいの効果があったのか、男女共同参画推進委員の業務内容などについて質疑があり、執行部からは、3人分の給料、期末手当を合計して3年間で268万7,805円削減され、財政健全化に寄与しているとの回答を受け、男女共同参画推進委員の業務内容については詳しく説明を受けました。

その他、関連する質疑があり、討論はなく、採決の結果、議案第9号及び議案第10号は委員全員一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第11号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」、本案は放課後児童クラブガイドラインに基づき、定員が70名を超えている水城学童保育所を分割、新たに水城第二学童保育所を設置するものであるとの説明を受けました。

これに対して委員からは、水城第一、第二学童保育所の入所見込み数などについて質疑があり、執行部から、水城第一学童保育所は53名、水城第二学童保育所は33名の見込みであるとの回答がありました。

その他、関連する質疑があり、討論はなく、採決の結果、議案第11号は委員全員一致で原案のとおり可決いたしました。

最後に、議案第12号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」、本案は太宰府市消防団女性部の指揮命令系統を明確化するため、女性部に部長1名、班長3名を置くものであるとの説明を受けました。

本案についてのさしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第12号は委員全員一致で原案のとおり可決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第9号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第10号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第11号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第12号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第9号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時09分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第10号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時10分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第11号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時11分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第12号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~


日程第7から日程第9まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第7、議案第13号「太宰府市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第9、議案第15号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第13号「太宰府市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第15号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第13号について、本議案はこれまで本条例の規制対象は自転車のみとなっていました。原動機付自転車も多く放置されている現状から、原動機付自転車も規制の対象とするために条例の一部を改正するものと説明がありました。

委員から、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第13号については委員全員で一致、議案のとおり可決するものと決定をいたしました。

次に、議案第14号について報告いたします。

本議案は、西鉄二日市駅東口自転車駐車場の有料化及び管理業務の効率化の一環として自転車駐車場運営を民営化するため、市営自転車駐車場としての用途を廃止し、同用地を普通財産に位置づけるもので、本年7月1日をめどにして民営化に向けて作業を行っているとの説明がありました。

委員から、自転車駐車場の管理方法について質疑がありました。

執行部からは、係員を常駐させるようになるのか、機械を設置するのか、また利用料金などについては未確定であり、さらに、利用料金については筑紫野市や西鉄が設置している自転車駐車場よりも場所的に改札口に近ことから、高くなると考えているとの回答がありました。

その他関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第14号については委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

次に、議案第15号について報告いたします。

本議案は、水道料金の改定、消費税込みの料金にする総額表示方式とすること、3年間の期限つきで加入負担金を減額、それから関係条文の整理を行うために条例の一部を改正するものと説明がありました。

委員から、水道料金の改定について、審議ではもっと安くなるよう議論を尽くされたのか、また事業用の基本料金がやや上がることになり事業所の反発を心配しているが、その周知方法

はどうしていくのか質疑があり、執行部からは、審議会には事務局案として210円減額の案を提案していたが、対象となる世帯、戸数が全体の75%ぐらいしかなかったことや、使用水量が少ない世帯も減額の対象にして割安感を感じられる世帯を増やすべきとの意見があり、全体の収益等を総合的に考えた結果、これが審議会の中では一番適当であるとの結論に至った。事業所は基本料金が200円上がることになり、審議会でも議論がされたが、何とか理解いただけるのではないかとということで決まった。周知方法は、市のホームページ、5月1日号の広報、利用者には個別に改定のお知らせを行う予定であるとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第15号については委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第13号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第14号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第15号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第13号「太宰府市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時18分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第14号「太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時18分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第15号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第16号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(不老光幸議員) 日程第10、議案第16号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第16号の審査における主な内容と結果をご報告いたします。

本議案の主な内容は、後期高齢者医療制度の創設により、社会保険などに加入している被保険者本人が75歳に達し後期高齢者医療制度に移行することに伴い、社会保険の被扶養者から国民健康保険に移行することになった65歳以上の人は、その被扶養者であった間保険税を賦課されていなかったもので、国民健康保険の資格取得から2年間軽減措置が講じられていますが、今

回、資格取得から２年間に限られていた減免規定が当分の間継続するということに改正されましたので、本条例の改正を行うものであるという説明を受けました。

本議案に対する質疑においては、当分の間というのはどのように解釈すればよいかという質問に対し、執行部からは、後期高齢者医療制度を廃止するまでの間であるとの回答を得ました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第16号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第17号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第11、議案第17号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 各常任委員会に分割付託された議案第17号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものといたしまして、２款１項７目財産管理費2,500万円の増額補正、これは庁舎エレベーターとトイレの配水管を改修するための費用であります。

次に、10款２項小学校費の１目学校管理費2,000万円の増額補正、これは国分小学校及び太宰府東小学校の高圧受電設備、キュービクルを改修するための費用であります。

同じく10款３項中学校費の１目学校管理費2,000万円の増額補正、これは太宰府西中学校及び太宰府東中学校の高圧受電設備、キュービクルを改修するための費用であります。

歳入の主なものとしましては、14款２項５目総務費国庫補助金地域活性化・きめ細かな臨時交付金8,117万8,000円の増額補正、これは国の第２次補正予算で景気対策のため公共施設の建設、修繕等の費用として交付されるもので、国からの通知に基づき計上されたものであります。

次に、18款１項１目基金繰入金、財政調整資金繰入金6,060万円の減額補正、これは、歳入歳出の調整のため繰り入れる予定であったものを減額するものであります。

次に、21款１項４目教育債3,680万円の増額補正、これについては昨年の９月議会で可決した補正予算で計上されていた耐震補強工事の起債であります。小学校債につきましては太宰府南小学校、中学校債につきましては学業院中学校の分となっており、第４表地方債補正にも同額が計上されております。

第２表繰越明許費に計上されている主なものとしましては、庁舎エレベーター等改修事業2,500万円、小学校耐震補強事業1,850万円、中学校耐震補強事業6,840万円、小学校高圧受電設備改修事業2,000万円、中学校高圧受電設備改修事業2,000万円であります。

審査は、各項目ごとに説明を求め、質疑を行い、計上の根拠と不明な点について確認を行いました。

本案について討論はなく、採決の結果、議案第17号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳入の主なものとしては、21款２項１目農林水産業債の林道整備事業として2,370万

円を補正されております。これは、大佐野林道、四王寺林道などを整備するための美しい森林づくりの事業費4,750万円の50%を林業施設整備事業債として計上するものとの説明がありました。

歳出の主なものとしては、8款2項2目道路橋梁維持補修関係費の工事設計監理等委託料として200万円、臨時工事費として1,000万円が増額補正されております。これは、白川区にある白川橋の改修のための実施設計及び改修のための事業費で、白川橋は平成6年に設置しているが、高欄部分に緩みがあり、安全を確保するために改修するものであるとの説明がありました。

次に、繰越明許費の当委員会所管分は7事業で、用地買収協議に時間を要していることや、昨年の災害に係る復旧工事が年度内に完成ができなかったこと等から繰り越しをするとのことでした。

委員から、美しい森林づくり事業とはどのような事業なのか、また白川橋の改修工事内容について質疑があり、執行部から、美しい森林づくり事業とは主に林道を整備するもので、林道ののり面、排水施設の工事を行うものである。白川橋の改修工事については、木製で改修するとなれば維持費、管理費が出てくるので、地元の区、自治会長とも協議をしながら、景観上余りかわらないということであれば、現在の木製にこだわらず違う形での工法による改修も考えているとの回答がありました。

その他、関連した質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第17号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、議案第17号の環境厚生常任委員会所管分につきまして、その主要内容と結果を報告いたします。

今回の補正の主要内容につきましては、歳出、3款民生費、1項社会福祉費では、1目社会福祉総務費特別会計関係費の繰出金の国保特別会計基盤安定制度繰出金の繰出額が確定したことにより2,702万5,000円の追加補正、また国保特別会計の繰入基準額の提示が県よりあったことによる国保特別会計繰出金4,489万3,000円の減額補正となっています。

なお、国保特別会計基盤安定制度繰出金につきましては、国、県の負担金として2,026万

8,000円が同時に歳入で計上されています。

2目老人福祉費につきましては、介護保険事業特別会計の預金利息が増額したため繰出金を減額するものです。

4目障害者自立支援費につきましては、障害者自立支援法の改正に伴います電算委託料の増額、また通所サービスを利用するための利用者を送迎した場合に、事業所に対し要した費用を助成するための通所サービス利用促進事業補助金268万6,000円を増額補正しています。

6目重度障害者医療対策費県補助金精算返還金につきましては、県からの2分の1の医療費補助金を受けていますが、平成20年度の補助金額が確定したことにより精算返還金の不足額191万3,000円を追加補正しています。

8目後期高齢者医療費につきましては、きめ細やかな相談のための体制整備のため、住基端末機等の設置費用として備品購入費138万1,000円の増額補正をしています。これは、全額国庫補助となりますので、同額を歳入補正しています。また、19節、23節につきましては、それぞれ負担金、精算返還金の額が確定したことにより追加補正するものです。29節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金は、決算見込みによる減額補正、また後期高齢者医療特別会計基盤安定制度繰出金につきましては、広域連合からの通知により不足額を追加補正しています。

2項児童福祉費におきましては、1目児童福祉総務費、子育て応援特別手当給付事業費につきましては、国が執行停止を決めたことによる7,407万円全額の減額補正をしております。同時に、同額が歳入の国庫補助金の予定でしたので、その分も減額補正となっています。また、子ども手当給付事業システム等委託料につきましては、平成22年度に予定されている子ども手当の支給が円滑に執行されるように、電算委託料742万6,000円追加補正するものです。全額国庫補助金となりますので、歳入に同時計上しています。

なお、子ども手当についての補正は、国が前倒しし、平成21年度第2次補正予算で計上していますので、全額を繰越明許費として平成22年度に繰り越します。

3項生活保護費では、1目生活保護総務費、生活保護認定支給事務関係費の12節役務費、社会保険診療報酬支払基金事務費の6万5,000円の増額補正、23節償還金利子及び割引料につきましては、平成20年度の国庫負担金の交付額が決定したことによる国庫負担金精算返還金496万1,000円の超過交付額の返還、また同様に平成20年度にセーフティーネット支援対策等事業費国庫補助金精算による654万9,000円の超過交付額の返還を補正しています。

2目扶助費では、医療扶助費で2,500万円の増額補正となっていますが、急激な保護世帯の増加により、実際は生活扶助費も不足が生じており、その額約2,000万円、医療扶助費が約500万円で、12月補正で計上できませんでしたので、節内で医療扶助費のほうから生活扶助費へ流用していただきました関係で、今回流用金額を医療扶助費のほうで1本で増額補正しています。

なお、医療扶助費につきましては、国より4分の3の補助がありますので、歳入として1,875万円を同時計上しております。

4 款衛生費、1 項4 目老人保健費、老人保健特別会計繰出金につきましては、決算見込みにて1,217万3,000円の不用額が出ましたので、減額補正を計上しています。

次に、歳入につきましては、すべて歳出項目に関連するものでありましたので、歳出のところで報告したとおりであります。

第2 表繰越明許費の追加につきましては子育て支援事業では歳出で報告しました子ども手当支給に関する事務費の繰り越し、新型インフルエンザ事業では第2 波の可能性を否定できないことから繰り越すものです。

環境基本計画推進事業では、第3 次環境基本計画策定のために繰り越すものです。

山神水道企業団出資金につきましては、浄水場の活性炭接触槽の築造工事の繰越事業に伴うものです。

最後に、第3 表債務負担行為補正につきましては、平成22年度から平成25年度までの保健センターの印刷機の賃貸契約に関するものです。

内容の説明を終わり、審査につきましては、各款、各項ごとに執行部に補足説明を求め、その都度質疑を行い、補正計上の根拠等不明な点について確認いたしました。

主な質疑の内容は、3 款2 項の子ども手当支給に関して、開始時期とDV 被害者への支給についての質問には6 月支給ということで事務を進めている。DV 被害者に対しては、今まで支給している児童手当に準じたところで進めているとのことでした。現在のところ、対象者は1 名ということです。

また、子ども手当の受給が新しく発生する対象者の把握はできているかとの質問には、新規の分は中学生及び今まで所得制限で児童手当の支給対象になっていなかった人の分があり、中学生の部分が約1,900人で、所得制限で不支給であった人については、現在把握をしている最中であるとの回答を得ました。

周知の手法につきましては、住基データをもとに戸別に通知を出すこと、広報等でお知らせするとのことでした。

3 款3 項の生活保護費では、ケースワーカーの配置標準数は1 人当たり80世帯となっているが、今の状況はどうなっているのかとの質問には、平成21年3 月末では1 人当たり97世帯となっていたが、平成22年1 月末で128世帯となっており、家庭訪問、生活指導ができていないという実態であるとの回答を得ました。

また、繰出金の関連事項として、後期高齢者医療制度については、平成22年度の保険料は改定後幾らぐらいになるのかという質問に対し、執行部からは、今福岡県後期高齢者医療広域連合において改定の試算をしている。医療費が約14%伸びるので、それに見合うだけの保険料の改定を行う。国の指導としては、剰余金や県に設置している基金等を取り崩して保険料を抑制していくようになっているが、国の法改正等も必要なので、現在のところは剰余金だけを取り崩した場合とし、約3 %下がるので10%ぐらいの上昇ということで試算をしている。予定としては3 月末に確定するとの回答を得ています。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第17号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12から日程第16まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第12、議案第18号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について」から日程第16、議案第22号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第18号から議案第22号の審査における主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第18号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）につ

いて」ご報告いたします。

今回の補正の主な内容は、歳出、2款1項1目一般被保険者療養給付費5,016万1,000円の増額、2目退職被保険者等療養給付費1,162万6,000円の増額につきましては、決算見込みで不足額が生じることから、それぞれ追加補正するものです。

3目、4目につきましては、財源更正による補正となっています。

2款2項1目一般被保険者高額療養費884万9,000円の増額、2目退職被保険者等高額療養費208万9,000円の増額につきましても、決算見込みで不足額が生じることから、それぞれ追加補正するものです。

3目、4目につきましては、交付金の増額による財源更正となっています。

2款3項1目一般被保険者移送費、4款1項1目前期高齢者納付金につきましても、同様に財源更正するものです。

5款1項1目老人保健医療費拠出金につきましては、経過措置を残して廃止され、平成22年度までに精算を行うことになっており、拠出金の算定で当初予算額から減少が見込まれますので、940万5,000円の減額補正をするものです。

2目の老人保健事務費拠出金は、決定通知により額が確定したことによる増額補正です。

6款1項1目介護納付金は、不用額が生じたための減額補正となっています。

7款1項1目高額医療費共同事業拠出金1,234万6,000円の減額、2目保険財政共同安定化事業拠出金2,547万1,000円の減額を通知に基づき補正しています。

8款特定健康診査等事業費は、過年度分の精算により国庫、県より交付がありましたので、財源更正をしています。

次に、歳入、2款国庫支出金、1項1目療養給付費交付金は、決算見込みより1億7,305万6,000円の減額補正となります。

3目特定健康診査等負担金では、過年度分の精算を含め、交付額が決定したことによる328万2,000円の増額補正です。

3款1項1目療養給付費交付金については、平成20年度の制度改正により経過措置を残し廃止された退職者医療費に対しての交付金で6,591万1,000円の増額補正となっています。

4款1項1目前期高齢者交付金は、前期高齢者の人数及び医療費が増加したことにより、2億1,809万5,000円の増額補正です。

5款県支出金、1項2目特定健康診査等負担金は、交付額決定による増額補正です。

6款1項1目高額医療費共同事業交付金、2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、交付見込み額の通知があったことからそれぞれ減額補正をするものです。

8款1項1目一般会計繰入金の保険基盤安定制度繰入金の保険税軽減分と保険者支援分につきましては、増加分の法定繰入金の増額補正です。

また、財政安定化繰入金につきましては、県からの繰入基準額が提示されたので減額補正するものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第18号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第19号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,350万円の減額補正がなされております。その主な内容は、歳出では1款1項1目医療費につきましては、執行状況等から試算を行い、1億4,350万円の減額補正をするものです。

歳入につきましては、1款1項1目医療費交付金であります。現年度分につきましては医療費の減少により8,237万4,000円の減額補正、過年度分につきましては額の確定により721万8,000円の追加補正です。

3款1項1目医療費県負担金は、負担対象医療費の減少で1,117万1,000円の減額補正で、4款1項1目一般会計繰入金につきましても、同様の理由により1,217万3,000円の減額補正となっております。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第19号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第20号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ122万7,000円の増額補正となっております。

まず、歳出につきましては、1款1項2目広域連合負担金で基盤安定制度負担金として広域連合に拠出する額が確定し、当初より122万7,000円不足を生じることから、増額補正するものです。

歳入につきましては、1款1項の後期高齢者医療保険料ですが、当初特別徴収65%、普通徴収は35%の割合で予算計上していましたが、納付方法の改正などもあり割合が変化したことにより、1目特別徴収保険料は減収が見込まれますので7,974万8,000円の減額、また、2目普通徴収保険料は5,419万9,000円の増額補正となっています。

3款1項1目一般会計繰入金の1節事務費繰入金は、不用額が見込まれることから595万6,000円減額補正、2節保険基盤安定制度繰入金につきましては、保険料の軽減措置分の補てんとして一般会計より122万7,000円の追加補正をするものです。

5款の繰入金につきましては、前年度の額が確定しましたので3,150万5,000円の増額補正とするものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第20号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第21号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について」ご報告します。

歳出につきましては、3款2項1目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費につきまして

は、実績により国県支出金が減額されましたので、その分を一般財源のほうに財源更正するものです。

6 款基金積立金につきましては、基金利子分として28万2,000円の増額補正をしております。

歳入につきましては、1 款の第 1 号被保険者保険料は23万8,000円の減額補正、2 款の国庫支出金につきましては55万9,000円の減額補正、4 款の県支出金28万円の減額補正、これらはすべて実績に基づく補正となります。

5 款の財産収入につきましては、基金利子として増額補正するものです。

6 款 1 項の一般会計繰入金、地域支援事業繰入金につきましては28万円の減額補正、3 款介護サービス事業勘定繰入金につきましては139万7,000円の増額補正となっています。

次に、介護サービス事業勘定では、歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費としてケアプラン作成スタッフ関係費の社会保険料として3万3,000円の増額補正、2 款 1 項 1 目保険事業勘定繰出金として139万7,000円を増額するものです。

歳入につきましては、1 款 1 項 1 目介護サービス計画収入として当初より増えましたので、143万円を増額補正するものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第21号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第22号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について」報告いたします。

今回の補正は、積立金の運用利子の増額に伴い、歳入歳出それぞれ8,000円の増額補正がなされております。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第22号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第18号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第19号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第20号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第21号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第22号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第18号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について」  
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時55分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第19号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時55分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第20号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時56分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第21号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時56分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第22号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時57分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17と日程第18を一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第17、議案第23号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算(第3号)について」及び日程第18、議案第24号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第23号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」及び議案第24号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」審査の内容と結果を一括して報告をいたします。

まず、水道事業会計についてです。

今回の補正の主なものとして、収益的収入の水道料金について、当初予算よりも有収水量給水単価など見込んで0.49%さらに伸びるという見込みから530万円増額補正するもの、収益的支出の浄水場原水及び浄水費の委託料は、毎年行っている松川、大佐野浄水場の電気計装保守点検委託料の入札減により、あわせて343万3,000円減額補正するものです。資本的収入の工事負担金は、道路拡幅に伴う松川配水池移設のための基本設計の入札減により478万5,000円減額補正するもの、資本的支出の配水施設費の工事請負費は、道路改良事業にあわせて実施を予定していた配水管布設替工事について、その箇所の変更などにより2,194万3,000円減額補正するものと説明がありました。

以上、予算書3ページから実施計画書兼事項別明細書に沿って執行部から詳細に説明を受け、審査いたしました。

委員から、入札減となった工事の件数などについて質疑があり、執行部から、配水施設費の工事負担費において、配水管布設替工事の第6次拡張計画の路線を変更したことによるものと、高雄台地区の布設替道路改良事業との関係で、今年度見送った減額分などをあわせたものであるとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第23号については委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

次に、下水道事業会計についてです。

今回の補正の主なものとしては、まず、収益的収入の下水道使用料については、0.1%の増を見込んで127万3,000円増額補正するものです。

収益的支出の負担金、流域下水維持管理負担金は有収水量の伸びに伴い、流域下水道処理費負担分を315万9,000円補正するもの、資本的収入、収益負担金は高雄六丁目における大型開発などに伴って690万1,000円増額補正するもの、資本的支出の建設企業債償還金は当初の予定よりも低利で起債の借り入れができたため、利息は減少するものの元利均等償還に伴って元金が増えることとなり、183万6,000円の増額補正を行うものと説明がありました。

そのほか全般にわたって、水道事業会計と同様、執行部から詳細に説明を受け、審査いたしました。

本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第24号については委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第23号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第24号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第23号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時04分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第24号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対 0 名 午前11時05分〉

○議長（不老光幸議員） ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 19 から日程第 26 まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第19、議案第25号「平成22年度太宰府市一般会計予算について」から日程第26、議案第32号「平成22年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 今定例会におきまして予算特別委員会に審査付託を受けました議案第25号「平成22年度太宰府市一般会計予算について」から議案第32号「平成22年度太宰府市下水道事業会計予算について」までは、2月26日、第1日目の予算特別委員会で執行部から概要の説明を受け、3月15日、16日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部課長出席のもとに具体的な審査を行いましたので、その結果について報告をいたします。

まず、平成22年度の予算編成に当たっては、市長のマニフェストに掲げた項目の早期実現及びまちづくりの指針である第四次総合計画に掲げる各種施策、事業を総合的、効果的に推進するため、限られた財源の重点配分とこれまで以上に効率的、効果的な事務事業の推進に努めることを前提に、継続事業を見直し、経費全般について徹底した節減、合理化を図り、限られた財源の有効配分に努めたということの説明がありました。

審査に当たりましては、平成22年度各会計予算書に計上された内容に対する全般的なチェックを行った上で、審査資料を参考に質問形式により平成22年度の施策に対してできるだけ明らかにするよう審査をいたしました。

審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部の皆様方にここで改めてお礼を申し上げます。

なお、審査内容の詳細につきましては、議員全委員で構成された委員会であることから、その内容については省略をさせていただきますので、後日配付されます会議録でご確認をいただきたいと思います。

初めに、議案第25号「平成22年度太宰府市一般会計予算について」報告をいたします。

まず、予算の概要及び編成方針について、市長から提案理由の説明があり、委員会において予算説明資料を参考に部長より説明を受け、さらに各委員の質疑に対し、所管の部課長より詳細な説明を受けました。

なお、委員から出されました指摘、意見、要望につきましては、十分検討いただき、適切な処理をされますようお願いをいたします。

審査を終わり、委員会採決の結果、大多数をもって議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第27号「平成22年度太宰府市老人保健特別会計予算について」、議案第28号「平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第29号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第30号「平成22年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」の5件の特別会計について、一括してご報告を申し上げます。

特別会計予算については、歳入歳出を一括して審査を行いました。

なお、審査の詳細については、一般会計同様に予算審査の会議録をご参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、各特別会計の議案第26号の国民健康保険事業特別会計予算は大多数をもって、議案第27号の老人保健特別会計予算は委員全員一致で、議案第28号の後期高齢者医療特別会計予算は大多数をもって、議案第29号の介護保険事業特別会計は委員全員一致で、議案第30号の住宅新築資金等貸付事業特別会計は委員全員一致で、各案とも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号「平成22年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第32号「平成22年度太宰府市下水道事業会計予算について」の2企業会計予算についても、一括して審査を行いました。

なお、審査の詳細については、同様に予算審査の会議録をご参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第31号の水道事業会計及び議案第32号の下水道事業会計については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で平成22年度の各会計予算の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会では審査しておりますので、省略をいたします。

自席へどうぞ。

討論、採決を行います。

議案第25号「平成22年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第25号「平成22年度太宰府市一般会計予算について」は、さきの予

算特別委員会で反対討論をさせていただいております。本会議におきましては、表明という形で反対をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 次に、13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 平成22年度太宰府市一般会計予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。

幾つか理由がございますが、第1点にまず、財政運営についてでございます。

市長は、身の丈に合った財政運営をやる、こういう形で一貫して市政を進めてこられました。私も、前、決算特別委員会等で賛成討論を述べさせていただきましたが、特に今、国におきましては大変な借金を抱えております。国民、市民ともにこの将来の世代にツケを回してはならないということが大きな旨になっておりますが、本市におきましては、本年度市債、いわゆる新たに借金を21億9,260万円に対しまして、借金の償還、利子含めて28億6,567万4,000円、言うなればこういう形でずっと進めてこられております。現在、こういった形の中で当該年度末、平成22年度の年度末の現在高の見込み額という形の中で、地方債、借金総額が203億8,157万1,000円あるわけでございますが、この中で臨時財政対策債、減税補てん債等、国からの100%の交付税措置あるいは教育債等含めると、純粋に市が借金として抱えておるものが47億円程度という報告を受けております。こういう財政運営に関しましては、今後とも私はぜひ進めていっていただきたい、そういう思いで、あえて賛成討論をさせていただきました。

また、もう一つは、こういった緊縮された財政の中でいろんな形でサービスに支障が出てくるわけでございますが、特にやっぱりこれから将来を考えていったときに子育て支援というのは非常に重要な施策の一つだと思ってます。本市においても、市長はマニフェストにさまざま書かれておられますが、その中でやっぱり待機児童をどのようにゼロにしていくかということも大きな課題でございまして、今回の予算の中に新たにもう一つ、そういう市民の要望にこたえていくということで新設の保育所を整備していくという予算も盛り込まれました。これは、市民にとって大変朗報だと思っております。

また、3点目にですね、子ども手当について国でいろいろ言われておりますが、一言、党の立場もありますので述べさせていただきたいと思っております。

当初、この子ども手当の創設につきましては、児童手当を廃止して全額国庫負担という形で民主党はおっしゃってましたけども、結果として児童手当を残す形になりました。公明党としまして、この児童手当についてはこれからの将来の子供たちあるいはお母さんたち、子育てをされているご家庭にとって、やっぱりやっていかなくちゃいけない大変な少子化施策という形で児童手当の拡充を訴えておりましたけれども、児童手当にプラス子ども手当の創設という形になりましたので、我々としてはあくまでもこれは児童手当の拡充であるという観点で、国会でも賛成をさせていただいております。ただ、2011年度以降におきましては、5兆3,000億円というお金、どう政府が確保するかという問題もありますので、その辺は子育て、現金給付を全

部すればいいという形じゃなくて、子育て支援全体として保育所の待機児童ゼロ等も含めて検討していただきたいという附帯決議が国会でも修正案として可決されてました。

以上の理由をもちまして、今回の平成22年度の一般会計予算について賛成の討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、大変国はですね、地方自治体に対する交付金、負担金補助金の削減を行う、さまざまな形で市民負担を強めてきております。こういう状況の中で予算特別委員会では具体的に執行部から説明も受け、質疑もさせていただきました。当然、この予算の中には市民に必要な予算も含まれていることもよくわかっておりますが、今の政府の地方自治体に対する対応が余りにも貧弱であり、市民負担を強制する内容になっているために、委員会では反対の表明をしておりましたので、平成22年度太宰府市一般会計予算については賛成できないことを表明しておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時33分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第26号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算につきましても、さきの予算特別委員会で一般会計からの法定外の繰り入れを真剣に検討する時期に来ているという理由で反対を表明いたしました。本会議におきましては、反対の表明で討論とさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 本当に悪循環を繰り返すといいますか、毎年限度額も引き上げていく、応能、応益も50、50にしていく、こういう状況の中で、保険収納率が年々悪化をしている。当然国が出さなければならない補助金、負担金が削られていき、市民に増税を押しつける国民健康保険財政については、審議の段階でそういう発言をしておりましたし、委員会採決にはそういう立場で反対をいたしておりましたので、平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算については賛成できないことを表明しておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時35分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第27号「平成22年度太宰府市老人保健特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時35分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第28号「平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算につきましても、今年の4月からの保険料の改定で大幅な引き上げが行われるということが指摘されているという理

由で、予算特別委員会では反対を表明いたしました。本会議におきましては、反対の表明で討論とさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私も、この後期高齢者医療特別会計ですが、保険料が2年に1度ずつ引き上げられていく、また高齢者を分け隔てする、大変うば捨て山と呼ばれるようなこういう医療制度、予算については賛成できないことを委員会でも発言をしておりましたので、平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算については賛成できないことを表明しておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時37分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第29号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時38分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第30号「平成22年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時38分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第31号「平成22年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時39分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第32号「平成22年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 請願第1号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書

○議長（不老光幸議員） 日程第27、請願第1号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました請願第1号について、その審査内容と結果を報告いたします。

この請願は外国人の地方参政権に関するものでありますが、過去、本市議会においてこの件に関しての請願、意見書を審議した経過がありましたので、その審議結果等を踏まえ、審査を行いました。

請願第1号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書」について、紹介議員となっている委員からは、参政権というものは国民固有の権利であり、外国人にこれを認めることは憲法違反であるとの補足説明がありました。

委員からは、平成6年に定住外国人に対する地方選挙への参政権を求める意見書を議員全員一致で可決した経過があり、これに反する内容であるため取り扱いについて慎重に対応すべきであるとの意見がありました。

討論では、いろいろな課題点はあるが、日本が今後どのような形で国際社会に加わっていくのか、また外国人とどのようなかかわり方をしていくのか、非常にデリケートな問題であり、まだ議論が尽くされていないとする反対討論、また別の委員から、日本で生まれ、日本の学校を卒業しているにもかかわらず帰化していないために選挙権がないというのは問題であるとする反対討論がありました。

以上、2件の反対討論を終え、採決の結果、請願第1号については委員大多数の賛成により採択をしました。

なお、本請願は、意見書の提出を求めるものでありますので、本日意見書を上程いたします。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていただきますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。



○2番（藤井雅之議員） 請願を採択することに反対する立場で討論いたします。

反対する理由の第1として、1995年の最高裁判決では、地方参政権の付与について憲法上禁止すべきものではないと解するのが相当であると述べ、判決の前半部分では、選挙権は憲法上在留外国人には及ばないと述べ、地方参政権についてもその対象は日本国民のことであり、永住外国人に選挙権を保障したということはできないとしています。後半部分では、民主主義社会における地方自治の重要性にかんがみ、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づいて地方公共団体が処理することとされており、永住外国人にもその意思を地方公共団体に反映させるための参政権を法律で付与することは憲法上禁止されているものではないとしていることです。

第2の理由として、請願の理由に先進8カ国を見てもロシアを除き永住外国人に参政権を付与している国はないとされていますが、EU加盟国の域内に限定している場合に限っても、イギリス、フランス、イタリア、ドイツとあり、事実認識を再度確認する必要があると考えます。

第3の理由として、国民合意という点では11月に新聞社が行った世論調査で賛成が59%と過半数を占めており、合意形成の条件は示されていると考えます。

以上、3点の理由から本請願を採択することに反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 請願第1号に関しまして賛成の立場で討論をいたします。

まず、麻生渡福岡県知事は、10日の県議会一般質問で、地方といえども参政権を与えるのは妥当ではないと述べられ、政府が提出を検討している永住外国人への地方選挙権付与法案に否定的な考えを示されました。麻生知事は、基地問題や有事法制など地方行政は安全保障政策の実行に大きな役割と権限を持っていると指摘、地方行政が日常生活に密接なかかわりがあることだけに注目して地方選挙権を与えるのは実態に合っていないと述べられました。

以下、今藤井議員の反対討論にもありました点、大まかに5つ指摘したいと思います。

まず1点、税金を払っているから認めるべきという議論をされる方がいますが、納税の有無と選挙権は無関係です。納税はあくまで道路、水道、消防、警察等の公共サービスを受けるための対価であって、参政権付与の理由にはなりません。

次に、参政権は人権、つまり国家以前の権利だから外国人にも保障すべきと主張される方がおられますが、国家とは政治的運命共同体であり、参政権はその国家の構成員のみに保障される国民固有の権利であって、外国人には認められません。

次に、国政レベルは無理だとしても、住民の日常生活に密接な関連を有する地方自治については、永住外国人の意思を反映させるべく、選挙権の行使を認めてもよいのではと主張される方もおられます。しかし、憲法学会の通説は全面禁止説です。地方自治とはいっても、国から完全に独立して政治が行われているわけではありません。地方自治体の行っている事務の中に

は、国の仕事も多く、特に地方分権化が進む中で地方自治体の果たす役割はますます増大しており、国政に対する地方政治の影響力も大きなものとなってきています。例えば、米軍基地の移転や自衛隊基地の設置、原子力発電所の建設問題などのように、地方政治にとどまらず国政に直接影響を及ぼす問題が山積しています。また、今日、教育の混乱や荒廃が全国的に問題になっていますが、これなども地方自治体だけにゆだねておくことはできません。さらに、武力攻撃事態法や国民保護法では、有事の際に国と自治体が協力すべきことを定めていますから、国政と地方政治は切り離せません。

次、4点目、憲法第93条第2項では、地方自治体の長や議会の議員はその自治体の住民が直接選挙するという主張をされます。ところが、この同条にいう住民というのは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するのであって、外国人の選挙権を認めているわけではありません。

最後に、先ほど藤井議員の討論にもありましたが、最高裁は永住外国人に対し、地方自治体レベルでの選挙権付与を認めたのではないかとされる方がおられますが、これは違います。地方自治体レベルでの選挙権付与を可能としたのは、最高裁判決本論とは直接関係のない傍論の部分で、判例としての効力を持っていません。裁判官の個人的感想であり、また最近見聞したところによると、この方はこの件を今翻意といいますか、これは間違っただけで判断であったということと言われたという記事を拝見しました。

以上のような理由で、参政権が国民に固有であるということは自明の理であります。以上のような理由で、請願第1号、この法制化に反対する請願に関して賛成であります。

○議長（不老光幸議員） 次に、17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） 請願第1号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書」には、私は賛成できません。その理由は、平成6年12月の太宰府市議会において提出されました定住外国人に対する地方選挙への参政権を求める意見書に私は賛成をしております。私の信条と信念に基づいて、私は反対させていただきます。

以上、討論にかえます。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 公明党は、この永住外国人の地方参政権法案を1998年、平成10年に初提出して以来、5度にわたって国会に提案をしてまいりました。まず、この最初に、請願第1号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書」について反対の立場での討論でございます。そういう党の立場をちょっと鮮明にさせておきたいと思います。

まず、その内容につきまして、第1に、外国人の本国が同様の権利を与えることを条件とする、いわゆる相互主義を採用することといたしております。

また、第2に、申請主義を採用し、有権者として日本の地域社会で一定の役割を果たしてい

く意思のある永住外国人に限り、付与することといたしております。

第3に、選挙権を要件とする各種資格、すなわち人権擁護委員や民生委員などへの就任資格や条例の制定、改廃、地方議会の解散及び議員、長の解職を求める直接請求権は、いずれもこれを付与しないことといたしております。国籍を一つのアイデンティティとして大切に守り抜こうとしている外国人が、生活基盤を置く町で日本人と同様に住民の義務を果たし、地域の共同体に参加しようとするなら、住民としての権利は保障されて当然ではないかと考えております。

以上の理由により、私たち公明党は国会におきまして永住外国人への地方参政権付与の法制化について真摯に議論していただきたいと念願をいたしております。そういった立場から反対の立場の討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 委員会で、私はこの請願を採択すべきでないという立場を表明をし、委員長からもその内容についても報告がありました。本当に日本に生まれ、そして日本の小・中学校から大学、自分の祖国のことも話せない、そういう状況の中で、この永住外国人に対するいろんな制度が今日まで改善されてきました。1つは、指紋押捺が廃止されたことであり、2つ目は、当時は16歳以上については在留許可証の携帯義務がありましたが、そういうものも永住外国人は持たなくていいようになりました。本当にさまざまな形で議会でも全会一致で可決した経過もありますし、当初は政府・自民党が永住外国人の参政権を認めようという立場に立っておった経過があります。それが、政権が変わると、急遽こういう形になるというのは残念であります。私は、以前にそういう形で問題点も指摘しながらも、当時の政府の立場がこういう状況に立っておって、しかもそういう法制化の動きがありました。ところが、現在になってそういう説明がある中で、またこの同じような内容が出てきて、一時は可決し、今度は反対をするというのは、議会政治の根幹を揺るがす問題でありますので、私はこの請願は採択すべきでないという立場を表明しておきたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 私も、この請願には反対をします。

先ほど議員からも、あるいは委員長の報告の中にもありましたように、私ども太宰府市議会の意思は既に決定をして、通知をし、関係の大臣に送付をしております。それは、永住外国人に地方参政権を与えるというのが太宰府市議会の意思でありますから、当時私は賛成をしておりますので、引き続きこの請願については賛成すべきでないということで、私はこの請願には反対であります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 私は、国籍法第4条に、外国人は帰化によって日本の国籍を取得することができる、やはり本当に日本のために頑張っていただければ、まず帰化していただいて日本国籍を取るべきだと思います。そうしないと、いろんな時代のときに率先して協力できないと思いますので、この反対する請願については、賛成の立場から意見を申し上げます。賛成意見でございます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（不老光幸議員） 起立多数です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

〈採択 賛成11名、反対7名 午前11時56分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 請願第2号 郵政民営化の抜本見直しに関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第28、請願第2号「郵政民営化の抜本見直しに関する請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 請願第2号「郵政民営化の抜本見直しに関する請願」について、紹介議員となっている委員からは、平成16年に郵政事業の経営形態維持に関する請願を全会一致で採択しており、全国市議会議長会でも郵政改革見直しを求めているため、本請願はぜひ採択していただきたいとの補足説明がありました。

この説明に対する質疑を行っている中、以前の形態に戻るような考え方であり、もう少し調査をすべきだとして継続審査を求める動議が提出されたため、質疑を中止し、継続審査とすることについて採決したところ、請願第2号は委員大多数の賛成で継続審査とすることに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これでは質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) この請願については、平成16年5月17日に提出されました。当時、小柳道枝議員が紹介議員となり、平成16年5月17日現在では、この請願に全員が賛成をいたしております。同じく、最終日の6月17日に、やはり意見書をですね、上げております。今回、委員会では継続審査になりましたが、私は本来、今郵政民営化の問題についても4つに分社化している、株式化している問題があったりさまざまな問題点も出てきて、もとに戻そうという動きがある中で、本来は採択をいただき、政府に意見書を出していただきたかったんですが、委員会では継続審査になりました。そのことをぜひ、6月議会には内容を精査いただき、採択いただくことをお願いをして、継続審査には賛成をいたします。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、請願第2号は継続審査とすることに決定しました。

〈継続審査 賛成16名、反対2名 午前11時59分〉

○議長(不老光幸議員) ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 意見書第1号 所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わないよう求める意見書

○議長(不老光幸議員) 日程第29、意見書第1号「所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わない

よう求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました意見書第1号「所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わないよう求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

賛成者となっている委員から、控除廃止によって大きな増税となり、市民負担が強くなるため、本意見書を提出いただきたいと補足説明がありました。

本案については、現在の政府の決定に合わせて内容を修正する趣旨の修正案が提出されました。

修正の内容は、意見書5行目、「廃止される中で」を「廃止されようとしている中で」に修正、また6行目、「そして」から8行目までを削除するものであります。

そこでまず、修正案について討論、採決の後、修正部分を除く原案について討論、採決を行いました。修正案及び修正部分を除く原案、いずれも討論はなく、採決の結果、委員全員一致でこれを可決したため、当委員会といたしましては意見書第1号は修正可決としました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 提出者として賛成の立場で一言申し上げます。

修正する理由が、現在の政府の決定に合わせるという意味合いですので、その点については何ら問題ありませんので、提出者として修正案に賛成を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号に対する委員長の報告は修正可決です。本案を委員長報告のとおり修正可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第1号は修正案のとおり可決されました。

〈修正可決 賛成18名、反対0名 午後1時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第30 意見書第2号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書

○議長(不老光幸議員) 日程第30、意見書第2号「政治資金規正法の制裁強化を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番小柳道枝議員。

〔10番 小柳道枝議員 登壇〕

○10番(小柳道枝議員) 意見書第2号「政治資金規正法の制裁強化を求める意見書」、提出者は私、小柳道枝、賛成議員は清水章一議員、安部陽議員、安部啓治議員でございます。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

政治資金をめぐる国会議員らの不祥事が発覚するたびに再発防止策が議論され、収支の公開方法や献金規制の強化などの政治資金規正法改正が繰り返されてきた。しかし、本年1月、政治資金規正法違反で現職国会議員を含む秘書らが逮捕される事件が再び起き、極めて遺憾なことである。

国民の政治不信を招く「政治とカネ」の問題を断ち切るため、再発防止に向けた法整備にしっかりと取り組むことが強く求められている。特に、秘書が勝手にやったことで自分は知らない議員みずから責任をとろうとせず、会計責任者が不正行為を働いた場合には、監督責任のある政治家が責任をとる具体的な仕組みをつくる必要がある。

現行法では、国会議員などの政治団体の代表者が「会計責任者の選任及び監督」について「相当の注意を怠ったときには50万円以下の罰金に処する」と規定されているが、実際会計責任者が収支報告書の虚偽記載などの不正を犯した場合、その人を会計責任者に選ぶ段階で「相当の注意を怠った」と立証するのは困難であり、実効性に欠けると言わざるを得ない。

したがって、会計責任者の「選任及び監督」を「選任または監督」に変更し、政治団体の代表者が会計責任者の監督についてだけでも「相当の注意」を怠れば、罰金刑を科せられる仕組みに改めるべきである。

政府におかれましては、より一層制裁強化を図るため、秘書などの会計責任者が違法行為を犯した場合に監督責任のある国会議員の公民権(選挙権や被選挙権)を停止する政治資金規正法改正案の今国会での成立を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣。

以上でございます。よろしくご審議くださいませ。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

（「字の間違いがありますが」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 字の間違いにつきましては、議長の裁量で修正を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午後1時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 意見書第3号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第31、意見書第3号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

15番佐伯修議員。

〔15番 佐伯修議員 登壇〕

○15番（佐伯 修議員） 意見書第3号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」についてご説明いたします。

太宰府市議会会議規則第13条の規定により、上記の意見を別紙のとおり提出するものであります。

提出者は、私、佐伯修、賛成者は、中林議員、小柳議員、大田議員、清水議員、安部陽議員、村山議員、田川議員、武藤議員であります。

理由といたしまして、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、政府が国際的な核軍縮、不拡散の実現に向けて積極的に取り組むよう要請するものであります。

説明は、核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

核兵器の廃絶と恒久平和の実現は、私たち被爆国民の心からの願いである。

しかし、核兵器はいまだに世界に約2万1,000発も存在し、その脅威から今なお人類は解放されていない。それどころか、2000年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議において、全面的な核兵器の廃絶についての約束がなされたにもかかわらず、2005年の同会議では実質合意に至らず、さらにNPT未加盟国のインド、パキスタン、イスラエルが核兵器を保有しているとされ、核兵器開発につながるウランを濃縮拡大するイラン、核実験を強行し世界的に脅威を及ぼしている北朝鮮の動向などは、核不拡散体制を大きく揺るがしている。

よって、政府におかれては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える本年に開かれるNPT再検討会議において、下記のとおり実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく、核軍縮、不拡散外交に強力に取り組まれることを要請する。

1つ、政府は国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶を目指す「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。

2、非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることを考慮し、暫時、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。特に、朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。

3、核拡散防止条約の遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午後1時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第32 意見書第4号 永住外国人への地方参政権付与の法制化反対に関する意見書

○議長(不老光幸議員) 日程第32、意見書第4号「永住外国人への地方参政権付与の法制化反対に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番小柳道枝議員。

〔10番 小柳道枝議員 登壇〕

○10番(小柳道枝議員) 意見書第4号「永住外国人への地方参政権付与の法制化反対に関する意見書」について説明させていただきます。

なお、意見書の案文の中から抜粋して説明しますので、よろしくお願いいたします。

この外国人参政権の付与をめぐるのは、ここ数年国会で論議が続けられております。しかし、日本国憲法第15条においては、公務員を選定し、及びこれを罷免することは国民固有の権利であると規定され、また同第93条第2項において地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙すると規定されています。ここにいう住民の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所の判例でも、住民とは地方公共団体の地域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であるとしています。これらのことから、日本国民でない永住外国人に対し、地方参政権を付与することは憲法違反であると解釈できます。

また、国籍法第4条では、外国人は帰化によって日本の国籍を取得することができると定められており、永住外国人が憲法に基づいて参政権を取得するのなら、帰化するべきであると考えます。

以上のような趣旨により、国に対し、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出者は、私、小柳道枝、賛成議員は、佐伯修議員、門田直樹議員、長谷川公成議員であります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣。

以上であります。案文をご参照の上、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

なお、本案に対しては、11番安部啓治議員外2人から修正の動議が提出されております。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後1時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時19分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま配付されました修正案を本案にあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

11番安部啓治議員。

〔11番 安部啓治議員 登壇〕

○11番（安部啓治議員） 「永住外国人への地方参政権付与の法制化反対に関する意見書」原案につきましては、少し簡潔にしたほうがわかりやすいと思われることから、修正を希望するものであります。

本文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

外国人への地方参政権付与については、下記のとおり憲法違反であるばかりか、領土、安全保障、地方行政等への重大な影響が懸念されます。

1、主権は日本国民に存するとの憲法前文及び1条の規定と、公務員を選定、罷免する権利を保障した憲法15条1項の規定により、外国人への参政権付与は明らかに憲法違反でる。

2、主権を外国籍の人々の団体にゆだねるような事態を招くおそれがある。

3、日本の国益に反する。利害の異なる国に籍を置いている人々は、みずからが国籍を置く国を利するところに日本の政治を持っていかうとするのが当然である。

4、国籍法第4条では、外国人は帰化によって日本の国籍を取得することができると定めており、永住外国人が憲法に基づいて参政権を取得するのなら帰化すべきである。

以上の趣旨により、国におかれましては係る法案を制定することがないよう強く要望しま

す。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は原文のとおりであります。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

9 番門田直樹議員。

○9 番（門田直樹議員） 私、小柳議員が説明された分の意見書に賛成者として名前が挙がっております。総務文教常任委員会で請願につきまして詳しく審議したわけでありまして、意見書につきましては、ほぼ同じ内容ということで賛成した、採択したわけでありましたが、非常に中身がですね、文章的にもボリュームも大きいし、少し難解な面があると思ひまして、今出てきました意見書が非常にすっきりしております。この辺のことを勘案しまして、これに賛成させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

10 番小柳道枝議員。

○10 番（小柳道枝議員） ただいま私の提案いたしました案文につきまして、修正の文章につきましても何らかわりはございませんので、この分に対しまして賛成をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、安部啓治議員外2人から提出されました本案に対する修正案について採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（不老光幸議員） 起立多数です。

よって、本動議は可決されました。

したがって、意見書第4号は修正可決されました。

〈修正可決 賛成11名、反対7名 午後1時24分〉

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第33 選挙第1号 筑慈苑施設組合議会議員の選挙について

○議長（不老光幸議員） 日程第33、選挙第1号「筑慈苑施設組合議会議員の選挙について」を議題とします。

本案は本議会選出の筑慈苑施設組合議会議員に欠員が生じたことに伴い、筑慈苑施設組合規約第5条第3項の規定により、補充議員の選挙をするものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

筑慈苑施設組合議会議員に村山弘行議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました議員を筑慈苑施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました村山弘行議員が筑慈苑施設組合議会議員に当選されました。

ただいま筑慈苑施設組合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定によって告知をします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

（当選議員 起立）

○議長（不老光幸議員） 以上のとおり決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第34 特別委員会委員（議会広報特別委員会）の選任について

○議長（不老光幸議員） 日程第34、「特別委員会委員（議会広報特別委員会）の選任について」

を議題とします。

本案は議会広報特別委員会の委員に欠員が生じたため、委員の補充をするものです。

委員の指名は、太宰府市議会委員会条例第5条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっていることから、次のとおり指名いたします。

議会広報特別委員会の補充の委員に12番大田勝義議員を指名します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の補充の委員に12番大田勝義議員が決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第35 特別委員会委員（太宰府市議会議員定数問題特別委員会）の選任について

○議長（不老光幸議員） 日程第35、「特別委員会委員（太宰府市議会議員定数問題特別委員会）の選任について」を議題とします。

本案は、太宰府市議会議員定数問題特別委員会の委員に欠員が生じたため、委員の補充をするものです。

委員の指名は、太宰府市議会委員会条例第5条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっていることから、次のとおり指名いたします。

太宰府市議会議員定数問題特別委員会の補充の委員に、10番小柳道枝議員を指名します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

よって、太宰府市議会議員定数問題特別委員会の補充の委員に10番小柳道枝議員が決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第36 議員の派遣について

○議長（不老光幸議員） 日程第36、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第37 閉会中の継続調査申し出について

○議長（不老光幸議員） 日程第37、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。
別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するもの  
につきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いま  
す。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成22年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご  
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成22年太宰府市議会第1回定例会を閉会します。

閉会 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成22年 5 月20日

太宰府市議会議長 不老 光 幸

会議録署名議員 門 田 直 樹

会議録署名議員 小 柳 道 枝